

提出日：平成30年2月5日

担当部・課 健康部健康推進課〔内線2416〕

<p>① 件 名</p>
<p>桃生郡医師会との災害時における医療救護活動に関する協定締結について</p>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p>
<p>【背景】 大規模災害により傷病者が多数発生した際には、医療救護体制の確立のため救護所を設置するとともに医師・看護師の協力のもと医療救護班を編成し、傷病者への迅速な対応が必要であるが、東日本大震災時、河北、雄勝、河南、桃生、北上地区においては、市から県を通じ、医師等の派遣要請を行っていた。</p> <p>【目的】 桃生郡医師会と協定を締結し、上記地区における災害医療救護活動について、被災された方々に対し、より迅速な対応を行うもの。</p>
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p>
<p>【根拠法令】 災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：無〕又は〔個別計画との整合性〕】 地域防災計画（共通編） 第2章 災害事前対策 第10節 医療救護体制の整備 第1 医療救護体制の整備</p>
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p>
<p>平成29年3月 災害時における協定について桃生郡医師会と協議 ～12月</p>
<p>⑤ 主な内容</p>
<p>【協定内容】 桃生郡医師会は河北、雄勝、河南、桃生、北上地区の市が設置する避難所等において以下の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 傷病者に対する診断及び応急措置</li> <li>2 傷病者の後方医療施設（石巻赤十字病院、石巻市立病院、仙石病院）への転送の要否及び転送順位の決定</li> <li>3 転送困難な患者及び避難所等における軽傷患者に対する医療の実施</li> <li>4 死亡の確認</li> <li>5 その他医療救護活動に必要な業務</li> </ol> <p>【協定締結期間】 平成30年2月7日～平成31年2月6日（1年毎に自動更新）</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 災害時における医療救護活動の迅速化が図られる。</p>

<b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b>		
平成 9 年 3 月	宮城県と宮城県医師会が協定締結	
平成 12 年 1 1 月	亶理町と亶理郡医師会が協定締結	
平成 13 年 3 月	仙台市と仙台市医師会が協定締結	
平成 18 年 3 月	塩竈市、多賀城市、利府町、七ヶ浜町と宮城県塩釜医師会が協定締結	
平成 21 年 3 月	角田市と角田市医師会が協定締結	
	東松島市と桃生郡医師会（東松島市医師団）が協定締結	
5 月	岩沼市と岩沼市医師会が協定締結	
平成 25 年 1 0 月	名取市と名取市医師会が協定締結	
<b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b>		
平成 30 年 2 月 7 日	災害時における医療救護活動についての協定締結式	
<b>⑨ その他</b>		
平成 22 年 1 0 月 1 日	石巻市医師会と「災害時の医療救護活動に関する協定書」締結	
平成 29 年 5 月 1 8 日	石巻歯科医師会と「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」締結	
7 月 7 日	石巻薬剤師会と「災害時の医療救護活動に関する協定書」締結	